

議案第 号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を決定しようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年(2025年)11月 日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市は、次のとおり市道の管理の瑕疵<sup>かし</sup>による損害を賠償する。

1 賠償の理由

令和7年(2025年)9月24日午前8時20分頃、相手方が、相手方所有の普通乗用自動車で市道3259号線を北進中、宝塚市山手台西1丁目1番6地先において、市道の管理が不十分であったため、街路樹の枝が落下し同自動車に接触したことにより、同自動車のフロントガラス、バンパー等が損傷した。

この事故は、市道の管理の瑕疵によるものと認められるので、その損害を賠償する。

2 賠償の金額

金1,089,291円

3 賠償の相手方

[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]

議案第 号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の算定方法

賠償の金額の内訳

- |                   |            |
|-------------------|------------|
| (1) 損害賠償の対象       |            |
| 車両の修理費用           | 850,762円   |
| 車両の搬送費用           | 57,029円    |
| 代車に係る費用           | 181,500円   |
| 合計                | 1,089,291円 |
| (2) 過失による市の負担割合   | 100%       |
| (3) 市の相手方に対する賠償金額 | 1,089,291円 |

## 事故概要

### 【発生日時】

令和7年9月24日（火）午前8時20分頃

### 【発生場所】

宝塚市山手台西1丁目1番6地先

### 【発生状況】

令和7年9月24日午前8時20分頃、市道3259号線を当事者が当事者所有の普通乗用自動車にて北上中、進行方向頭上の街路樹の枝が落下して、同自動車に接触したことにより、同自動車のフロントガラス、バンパー等が損傷した。

### 【市の管理瑕疵】

市で管理している街路樹の枝が市道上に落下した。

### 【対応経過】

- R7.9.24 13:00 宝塚警察より市役所へ事故発生の通報（現場は既に警察と当事者で立会済）  
13:20 道路管理課職員1名が現場に急行  
14:00 現場到着、現場状況の確認  
街路樹の枝を通行支障にならない箇所によける対応の実施  
14:30 現場対応終了

<写真台帳>



街路樹の枝が折れて、車両に当たる



折れた枝の状況



車両フロントガラス破損